

用地説明会

東京都市計画道路事業幹線街路環状第4号線
(京島Ⅰ期)

(墨田区八広一丁目～同区京島三丁目)

よくあるご質問について



東京都第五建設事務所

Q1

計画線に建物の一部しかかからない場合、建物補償はどうか。

A1

- 土地の測量、委託業者による物件調査、都職員による物件調査結果の確認等により、計画線と建物の位置関係、状況等を正確に把握させていただきます。
- その上で、従前の機能を回復するためには、建物の建て直しや改造等、どのような「建物補償」が必要なのか、検討を行います。

Q2

用地取得の協議はいつごろから開始するのか。

A2

- まずは物件調査にご協力いただき、その調査図面をもとに補償額を算定のうえ、順次、お話を開始させていただきます。
- 早期のお話し合いをご希望される場合には、担当までご連絡ください。

Q3

一つの土地及び建物に、土地・建物所有者、借地権者、借家人など、権利者が複数いる場合、他の権利者より先に東京都と契約することはできるか。

A3

- 権利者の方が複数いらっしゃる時は、権利者の皆様全員の同意が得られた後に、同時点で全員の方と補償契約を締結いたします。
- そのため、東京都との補償契約より前に売却や転居等により、その土地・建物に係る権利をお持ちでなくなった方とは、補償契約を締結することができませんので、ご留意願います。

Q4

契約後、いつまでに立ち退かなければならないのか。

A4

- 東京都では標準的な移転に要する期間を定め、契約時に移転期限を設定します。
- ただし、やむを得ず移転期限内に移転することが出来ない場合には、移転期限延長契約の締結により、認定された期日まで期限を延長することができます。

Q5

移転工事や引越しの業者は東京都で手配してくれるのか。

A5

- 東京都では業者の手配はいたしません。
- また、東京都が指定する業者もございません。
- 皆様各自で、それぞれ個別の再建方法に合わせて業者選定を行っていただきます。

Q6

計画線が一部にしかかからないが、土地を全部買ってもらえるか。

A6

- 土地は原則として道路になる部分しか取得しないことになっております。
- ただし極端に狭い、あるいは東京都が道路整備上必要とする場合には、例外的に買わせていただくことがあります。

Q7

マンションの住民は呼ばれていないが、どのように用地取得を進めるのか。

A7

- マンションの用地取得は、通常の用地取得とは進め方が異なります。
- 別途、マンションの管理会社様とご相談しながら進めさせていただきます。